

## 竹富町船員誘致支援事業補助金交付要綱

令和7年6月16日告示第78号

令和8年1月20日告示第8号

### (趣旨)

第1条 町長は、町内航路の安定的かつ継続的な確保・維持を図るため、船員の誘致を支援する竹富町船員誘致支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、竹富町補助金等交付規則（昭和56年6月4日規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、次に掲げる者とする。

(1) 離島航路整備法（昭和27年法律第226号）第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する航路事業者（6か月以上属し、当該事業に従事する者、又は内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する内航海運事業者（貨物船に限る。）に6か月以上属し、当該事業に従事する者

(2) その他町長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の号に該当する場合は、補助の対象としない。

(1) 補助金の補助対象経費について既に他の制度による補助を受けている経費

(2) 各種経費についてポイントで支払った場合の当該ポイント利用分

(3) タクシー利用料（ただし、やむを得ない理由により、タクシーを利用した場合は、理由書の提出により審査を行うものとする。）

(4) その他町長が適当でないと認めた経費

### (補助対象経費及び補助率等)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費等は、別表に掲げるもののうち、町長が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

2 補助率等は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、竹富町船員誘致支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 支出内訳書
- (2) 領収書の写し
- (3) 宣誓・同意書
- (4) 事業者が発行する在籍期間証明書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定通知)

第5条 町長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、竹富町船員誘致支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の支払)

第6条 町長は、補助対象者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、次に掲げる書類を添付し、竹富町船員誘致支援事業補助金請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 振込先の口座番号、口座名義人等が確認できるもの

(交付申請の取下げ)

第7条 補助対象者は、第5条の規定による交付決定及び額の確定通知を受けた後、この補助金の申請を取下げようとするときは、通知を受けた日から起算して20日以内に、竹富町船員誘致支援事業補助金申請取下げ理由書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、前条に基づく申出があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めた場合には、竹富町船員誘致支援事業補助金交付決定及び額の変更通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- (1) 補助対象者が、規則若しくはこの要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助対象者が、交付申請に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
  - (3) 交付決定及び額の確定後に生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部を交付する必要がなくなった場合
- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行し、令和7年度予算に係る補助金から適用する。

別表 (第3条第2項関係)

補助内容	補助対象経費	補助率等
町外からの転居費用等	(1) 離島航路整備法第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する航路事業者、又は内航海運業法第2条に該当かつ竹富町内に航路を有する内航海運事業者(貨物船に限る。)に就職するための転居等に要した経費 (海上輸送費、片道航空運賃、その他転居に係る移動費等)	8/10以内
	(2) その他町長が必要と認める経費	
就職祝い金	—	一律10万円 (一回限り)